

公益財団法人ルイ・パストゥール医学研究センター動物実験指針

(Rules and Regulations of the Animal Research, Louis Pasteur Center for Medical Research)

1. 目的

この指針は、公益財団法人ルイ・パストゥール医学研究センター（以下「LPC」という）における動物実験に関し遵守すべき事項を定め、科学的かつ動物福祉の観点からも適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この指針は、本研究センターにおいて実施するすべての動物実験に適用される。

3. 実験計画の立案

(1) 実験者は、動物実験を医学的知識向上と人類の福祉に役立つものに限り、かつ、動物の福祉に配慮しなければならない。

(2) 実験者は、実験の範囲を研究目的に必要な最小限度にとどめなければならない。そのため、科学的観点から最も適正な実験動物種の選択及び実験方法の検討を行わなければならない。

(3) 実験者は、立案された実験計画について必要に応じて動物実験委員会の助言、指導を求め、有効かつ適切な実験を行うよう努めなければならない。

(4) 実験者は、供試動物の選択に当たって、実験成績の精度及び再現性を左右する供試動物の数、遺伝学的あるいは微生物学的品質、育成環境を考慮しなければならない。

(5) 実験者は、野生動物を用いる場合には、自然保護の観点からも十分に検討するとともにそれが輸入動物である場合には、いわゆるワシントン条約（絶滅の恐れのある野生動物の種の国際取引に関する条約－昭和55年条約第25号－）に抵触することのないよう留意しなければならない。

4. 実験計画の申請

実験者は、動物実験を実施しようとするときは、別に定める様式により予め動物実験委員会に申請して、その承認を得なければならない。

5. 実験計画の承認

前項の規程による申請があったときは、動物実験委員会はこの指針に基づいた適正な動物実験計画であるか否かを審査し、別に定める様式により実験者に対し承認あるいは不承認の旨を通知するものとする。

6. 動物の導入

(1) 実験者は、動物を施設に導入するに当たり、動物の発注条件・異常・死亡の有無を確認するとともに、動物の状態・輸送方法・輸送時間等を記録しなければならない。

(2) 実験者は、導入された動物について、感染症その他の疾病の検疫を実施し、または確認するものとし、動物を新しい飼育環境に馴化させるよう努めなければならない。

7. 実験中の動物の飼育管理

(1) 実験者は、実験動物室管理主任と協力して動物実験の施設や設備の適切な維持管理を行い動物の健康及び安全に十分留意し、適切な給餌、給水等の飼育管理を行い、可能な限り清潔で快適な環境で飼育しなければならない。

(2) 実験者は、実験中のみならず施設導入時から不要処分に至るすべての期間に亘って動物の状態を仔細に観察、記録し、適切な処置を施さなければならない。

(3) 飼育室及び飼育機器は、動物の逃亡を防ぐとともに、外部から汚染源の侵入を防ぐものでなければならない。

(4) 実験者は、実験動物室管理主任と協力して動物の微生物・汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

8. 実験操作

(1) 実験者は、腫瘍等の動物への移植もしくは培養細胞の動物への移入または動物の免疫機能を低下させるような実験を行う場合には、感染防御を十分に払わなければならない。

(2) 実験者は、固定その他の手段によって、動物に無用な苦痛を与えないように麻酔などに配慮しなければならない。苦痛についての判断は、必要な場合、動物実験委員会の判断を求めるものとする。

9. 実験終了後の措置

実験者は、実験を終了または中断し、不要となった動物の処置については速やかに苦痛から開放させるため、「実験動物の飼育及び保管等に関する基準(昭和55年3月27日総理府告示第6号)」に定める方法により措置するものとする。

10. 安全管理等に特に注意を要する実験

物理学的、化学的、もしくは生物学的に特に注意を要する試料または病原体を取り扱う動物実験を実施する場合、実験者は実験動物室管理主任と協力し人の安全の確保に努めなければならない。また、飼育環境の汚染により他の動物が障害を受けたり、実験結果の信頼性が損なわれないようにするとともに、実験施設周辺への汚染防止に努めなければならない。

附則

1 この指針は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成26年4月1日 名称変更に伴い一部改正。